

県北広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年3月4日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 路線名 道前浄法寺線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 二戸市浄法寺町手倉森129番2地先から53番1地先まで
 - (2) 二戸市浄法寺町下沢104番4地先から手倉森143番10地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和4年3月4日から同年4月4日まで